イベント等の開催に関する基本方針

5月26日以降、山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)を踏まえ、次の規模別及び態様等別の要件を満たすものであり、かつ感染拡大防止に係る留意事項に対応できる場合に、開催できるものとする。

1 規模要件

次表の要件を満たす場合

時 期		要件
5月26日~	屋内	100 人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
6月18日	屋外	200 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保(できるだけ 2 m)
6月19日~	屋内	1,000 人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
7月9日	屋外	1,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)
7月10日~	屋内	5,000 人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
7月31日	屋外	5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)
0 8 1 5	屋内	収容定員の半分程度以内の参加人数
8月1日~	屋外	人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)

(注)上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例えばプロスポーツイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例えば展示会の主催者と来場者等)には両者を合計した数とする。

2 イベント等の態様及び種別要件等

- (1) コンサート等
- ①密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなコンサート等に関しては、上記1の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ②管楽器を演奏する際も、演奏者との距離など注意すること。
- ③人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。
- ④コンサート等主催者及び出演者については、「業種別ガイドライン」等に基づき行動 すること。
- (2) 展示会等
 - ①人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。
- (3) プロスポーツ等
 - ①全国的な人の移動を伴うプロスポーツ等については、主催者において選手・出演者等に対して 適切な感染予防策(例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等)を講じること。

- ②イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を確保すること。
- ③①、②を前提として、まずは 6月19日以後、無観客で開催すること。(7月10日 以後は、上記1のとおりの人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係 る要件によること。)
- (4) お祭り、野外フェスティバル等 祭り、花火大会、野外フェスティバル等 、人数の管理が困難な行事については、 次のとおりの対応を行うこと。
 - ① 地域で行われる盆踊り等 、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策 (例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、 三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずること。
 - ②①以外の行事(全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの)については、中止を含めて慎重に検討すること。

3 感染拡大防止に係る留意点

- (1) 適切な感染拡大防止策の実施
 - ①適切な感染防止策(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指 の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席と の十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等)を実施すること。
 - ②イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後 や休憩 時間などの 交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした 交流等を極力控えるよう呼びかけること。
- (2) 主催者によるイベント等の選手、出演者等の行動管理 規模要件等が緩和される6月 19 日以後においては、イベントの出演者等の移動も 増大することに照らし、上記感染防止策等が実施されることに加え、主催者がイベン トの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管 理(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を行うこと。
- (3) 参加者等の連絡先の把握

イベント等参加者の氏名と連絡先(電話番号等)を可能な限り把握すること(イベント終了後、参加者の中から新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、その濃厚接触者の健康観察等を確実に実施できるようにするため)。

|今後、政府の基本的方針等の変更及び県内の感染状況等を踏まえて、適宜方針を見直す。|